

■論文■

米国における『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』の会計的及び税務的考察

森 谷 昭 裕

1. はじめに

近年、『経済活動のボーダレス化』という言葉がさかんに用いられるようになり、その結果として、我が国の法人あるいは個人が日本の法制上存在しない事業組織形態へ投資したり、また反対にそうした組織体が我が国で事業活動を遂行するといった現象が生じてきている。

今回、報告させていただく米国の『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』も、こうした事業組織形態の一つである。この『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』は、法人格を有しない組織体でありながら、パートナーシップとは異なり、構成員（members）が有限責任である点と、組織体が稼得した所得はその組織体で課税されず構成員の持分（interests）に応じて配分され、構成員の所得として一段階の課税で完結するという税務上のメリットから、近年米国の各州で徐々に法制化され、将来はその組織形態の利用の活発化が期待されるものとして注目を集めている。

筆者は1995年より、現在の勤務会社において米国での合弁事業設立プロジェクトを担当し、米国の合弁パートナーの会社と共同して、『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』を研究する機会を与えられ、その設立作業に携わってきた。本稿では、その際の経験に基づき、実

務的な側面を中心に、その会計的及び税務的考察を試みることとしたい。

2. 米国の『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』制度

2-1. リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの概要

米国における『リミテッド・ライアビリティ・カンパニー』（Limited Liability Company、以下本文においては「LLC」という）は、「株式会社とパートナーシップの中間に属する混血兒的企业主体であり、法律による創造物である」¹⁾と規定され、米国各州の州法で法人やパートナーシップを規制する法律とは別個の準拠法を有し、その規定に準拠して、事業活動を目的として組成される「非法人の事業体（Unincorporated association）」²⁾である。

それゆえにLLCは、米国の法制上、法人にもパートナーシップにも該当しない組織体となるわけであるが、その構成員の有限責任（自己の出資額を限度として組織体の組織体の責務を負う）という法人の性格と非法人というパートナーシップの性格を同時に有するものである。

さらに税務上の観点からみると、LLCが事業上稼得した所得は、法人とは異なり、その組織体で課税されず、LLCの構成員の持分に応じて配分され、構成員の所得として一段階の課税で

1) J. G. Giannola & S. L. Landsbaum 稿「リミテッド・ライアビリティ・カンパニー」『国際商事法務』Vol.22 No.2、1994年、123頁。

2) 須田徹著『米国のパートナーシップ－事業形態と日米の課税問題－』中央経済社、1994年、23頁。

完結するというメリットがある³⁾。またLLCは、それ自体で法行為能力（登記・契約・訴訟当事者・破産等）を有している。

2-2. リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの歴史

LLCという事業組織形態は、20世紀初めよりヨーロッパやラテンアメリカの諸国において既に存在していたが、その起源は、現在広く世界中において事業組織形態の大勢を占める株式会社形態の原型でもある1892年ドイツ会社法における有限責任の会社組織（GmbH）にあると考えられる。これはドイツのGmbHがLLCに相当するという意味ではなく、またLLCに類似する組織体を世界で最初に法制化したわけでもない。しかしドイツでGmbHという事業組織形態が誕生した後、ヨーロッパやラテンアメリカの諸国で、GmbHの考え方を基にして、様々なLLCに類似する事業組織形態の法制化がなされた。これらの諸国で一番最初に法制化がなされたのがポルトガル（1901年）であり、その後、パナマ（1917年）、ブラジル（1919年）、チリ（1923年）、フランス（1925年）、トルコ（1926年）、キューバ（1929年）、アルゼンチン（1932年）、ウルグアイ（1933年）、メキシコ（1934年）、ベルギー（1935年）、イタリア（1936年）、ペルー（1936年）、スイス（1936年）、コロンビア（1937年）、グアテマラ（1942年）、コスタリカ（1942年）、そしてホンジュラス（1950年）と次々に法制化がなされていった⁴⁾。

これらの国々でのLLCに類似する事業組織形態の法令に共通することは、次の5つの基本的

性格を有していたことである。

- ① 有限責任であること。
 - ② 事業組織体の名称に“limited”の文字を使うことが要求されること。
 - ③ 法行為能力を有していること。
 - ④ 既存の事業組織体の構成員の同意により、既存構成員の脱退や新たな構成員を参加させることができること。
 - ⑤ 定款（Articles of Organization）や事業運営契約書（Operating Agreement）等で特段の定めのない限り、構成員の死や消滅等が解散事由となること。
- これに対し、米国でも19世紀初めにおいて5つの州で“Partnership Associations”または“Limited Partnership Associations”といったLLCに類似する事業組織形態の使用が許可されたが、これらは既存のパートナーシップ形態に有限責任という性格を付与するのが目的であったことと、許可される範囲も限定されていたことから、広く利用されることはなかった。

米国でLLCが本格的に事業組織形態として導入されるようになったきっかけは、1977年にワイオミング州で米国最初のLLC法が制定されたことである。これはパナマでLLC形態を利用していた国際的な石油・ガス採掘会社であるHamilton Brothers Oil Companyが北海(The North Sea)での石油採掘事業のジョイントベンチャーに参加するために米国ワイオミング州でLLCを設立して、そこから事業参画しようとしたことを背景として、同州でLLC法制定が要求され、当時、The Peat, Marwick, Mitchell & Co.のダラス事務所がLLC法の草案を起草し

3) 一段階課税のメリットについては、米国連邦税法で規定されているS法人にも一段階課税の恩典が認められている。これは連邦税法の規定上、法人はC法人（一般法人）とS法人（小規模法人）に大別され、前者には法人税が課税され、法人稼得利益の分配は株主に対して所得税が課税されるという二段階課税が行われるのに対して、後者は株主の資格・数、株式の種類等に関して所定の条件を満たす場合にのみ、法人の稼得所得を法人ではなく株主に直接課税するという一段階課税を認めるものであるが、全ての法人がS法人の課税方法を選択できるわけではないことに留意されたい。

4) M. M. Shenkman, S. Weiner & I. Taback [1996], *Starting A Limited Liability Company*, John Wiley & Sons, Inc., 1996, p.4.

たとされている⁵⁾。ワイオミング州のLLC法制定に続いて、1982年にはフロリダ州がLLC法を制定し、その後1988年には米国内国歳入局(IRS)がワイオミング州LLC法のLLCをパートナーシップ同様に納税主体ではなく、その構成員に対する一段階課税を認可したことで、LLCに対する税務上のメリットが認識され始め、1990年にはカンザス、コロラドの2州、1991年にはネバダ、テキサス、ユタ、バージニアの4州がLLC法を制定した。この後、1990年代に入って各州でLLC法を制定する動きが急速に増加し、1996年3月時点では、全米50州の中でバーモント、ハワイの2州を除いた48州がLLCの法制化を完了している。

2-3. 米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの制度的特色

(1) 組成及び構成員

LLCの組成には最低2人以上の構成員(members)を必要とし、これは組成後も常時遵守されなければならない(ただし組成だけは1名でも認められる州がある)。LLCの構成員には自然人(居住者、非居住者を問わず、外国人を含む)、法人(外国法人を含む)、パートナーシップ、他のLLC、信託及びその他の団体等が含まれる。

(2) 構成員の出資

構成員がLLCに対して行う出資は、現金その他の財産、サービス(含む技術)により行われる(ワイオミング、フロリダの両州ではサービスによる出資を認めていない)。

構成員が出資により保有する持分(interests)について、LLC法には、その種類や持分証書の発行についての規定がないため、LLCは法人の株券に相当する持分証書の発行を行わず、通常は定款または付属定款の性格を有する事業運営契約書(Operating Agreement)の中で持分割合を定めるのみとしている。

<定款または事業運営契約書の記載事項>

- a) 名称
- b) 存続期間
- c) 事業目的
- d) 州内居住の代理人の氏名・住所
- e) 州内における当初の主たる事務所の所在地
- f) 初期出資額(現物出資額の合意評価額を含む)及び追加出資条項
- g) 経営権に関する事項(指名した経営者がいる場合には、その氏名・住所)
- h) 新規加入に関する事項
- i) 脱退に関する事項
- j) 会計・損益配分等に関する事項
- k) その他必要と認めた事項

(3) 構成員の責任と経営権

構成員は約した出資を行う義務があるが、LLCの債務に対しては、その出資額を限度としてしか責任を負わない(法人と共に)。

違法配当があれば、法人の場合は取締役に法的責任があり、違法の事実を知って配当を受けた株主にはその返還義務があるが、LLCの場合は違法分配であるかを知っていたか否かにかかわらず構成員に法的責任と返還義務が生じる。

LLCは法人とは異なり、所有と経営は原則として分離されず構成員が経営を担当することになる。ただし構成員の一部または構成員とは別の経営管理者(manager)を指名することも認めている。ただ税務上の取り扱いとして、経営管理権の集中化は法人の属性となるため留意が必要である(後述3-1.を参照のこと)。

(4) 持分の権利内容

LLCの構成員が保有する持分の権利内容は、大別して債権的権利(Economic Interest)と経営参加権がある。

債権的権利は、利益分配権、残余財産分配権等といった権利である。法人の場合は株主の所有する株式の種類及び所有割合で債権的権利は

5) ibid.

規制されるが、LLCの場合は損益持分の各構成員間の配分方法、分配順位等は実質的経済効果のある限り、構成員の同意があればどのような方法であっても構わない。

経営参加権については、若干の例外を除き、ほとんどの州法で構成員が直接経営参加する権利を有している。また議決権は原則として出資割合による。

(5) LLCからの脱退

LLCの定款または事業運営契約書（Operating Agreement）に別段の定めのない限り、他の全構成員に対する一定期間前の文書による通知で脱退可能である。

(6) LLCの解散

LLCの解散原因是下記のとおりである。

- a) 存続期間の終了
- b) LLCの事業活動継続を終結させる事由（構成員の死亡等）の発生
- c) 他の構成員の同意
- d) 裁判所による強制解散

3. リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの会計的及び税務的考察

3-1. 米国における法規制と問題点

LLC及びその構成員については、連邦税（Federal Tax）と各州の州税（State Tax）について課税関係が生じることになる。

まず州税法におけるLLCの税務上の取り扱いについては、各州によって法人またはパートナーシップのいずれかに準じて課税されるが、多くはパートナーシップとして課税される州が多い。パートナーシップとして課税される場合、既述のとおり原則としてLLCは法人格がないため法人税課税ではなく、LLC構成員への一段階課税のみが行われる（ただしLLCにも税務申告書の提出義務はある。またLLC自体に州税を課税する州もある。）。なおLLC構成員への課税については、各構成員が納税義務を有する州の州税法に従って行われるが、州によって課税方式が異なる場合（例えば、オレゴン州は所得を課税対象

とするが、北隣のワシントン州は売上高等の収益額を課税対象とする）があるため、事前に注意が必要である。

さらに連邦税法におけるLLCの税務上の取り扱いについては、次の四つの条件のうち二つ以上が欠如していればパートナーシップ、そうでなければ法人とみなされ、それぞれに準じた課税がなされる。

① 有限責任 (limited liability)

州法の規定により、LLCに対する債務・請求権等について、いかなる構成員もその出資額を超えて個人的に弁済義務を負わない場合は有限責任を有することになり、逆に弁済義務を負う場合は有限責任は欠如することになる。

② 経済実体の永続性 (perpetual life of the entity)

定款や事業運営契約書等でLLCの存続期間についての定めがあり、構成員の死亡、精神障害、破産、脱退、辞任、追放等を原因としてLLCが解散（LLC自体の終了を意味するのではなく、構成員間の契約関係の終了を意味する）する旨が規定されている場合は、経済実態の永続性は欠如するということになる。これに対し、上述の解散原因があってもLLCが解散しない場合や特定期間（または特定事業目的達成まで）存続し、その間は構成員に解散の意志があっても州法上及び実質上解散できない場合は、継続して存在することになる。

③ 持分譲渡の自由性 (the free transferability of ownership interest)

LLCの構成員が、その持分を他の構成員の同意なしに非構成員に譲渡できる場合には、持分譲渡の自由性を有することになり、逆に他の構成員の同意なしには非構成員に譲渡できない場合には持分譲渡の自由性は欠如することになる。

④ 経営管理の集中化 (centralized management of the company)

一部の構成員（またはその代理人）によって、継続してLLCの事業活動に関する意思決定・管理が行われている場合には、経営管理の集中化

がなされていることになるが、LLCの事業活動に関する意思決定・管理が実質的に全構成員の承認の下になされている場合には、経営管理の集中化は欠如することになる。

この他、米国における税務上の問題点としては、LLCが米国内の他の州で所定の事業活動及びそれに伴う所定の行為を行う場合は、当該他の州ごとに事業活動を行うためのライセンス取得がLLCに求められ、加えてLLC及びその構成員には当該他の州にそれぞれ税務申告を行わなければならないという実務面での煩雑さがあげられる。税務申告を行わなければならぬかどうかの判定については、次の「NEXUS」という具体的な判定基準がある。これらに該当する事項が存在する場合には、その事項が存在する州において税務申告が必要となる。

- ◎ 他州に従業員 (employee) を配置していること（支店、営業所の設置等）
- ◎ 他州に棚卸資産 (inventory) を有していること
- ◎ 他州に不動産 (property) を有していること
- ◎ 他州に人的役務の提供 (services) を行っていること

3-2. 我が国における法規制と問題点

我が国においては、米国のLLCに相当するような事業組織形態は現在のところ存在していないため、ここでは日本企業が米国のLLCに投資する場合に限定して、考慮すべき法規制と問題点について述べることにする。

(1) 会計上の法規制

日本企業が米国内のLLCに直接投資（出資）する場合、LLCが法人でないこと、またLLC持分は貸付信託受益権や譲渡性預金等にも該当しないことから、LLC持分は証券取引法第2条に定める「有価証券」の定義には該当しないことになる。ゆえにこの場合におけるLLC持分の財

務諸表上での表示は、通常は貸借対照表の固定資産の「投資その他の資産」（財務諸表等規則）または「投資等」（計算書類規則）の中に含めてなされると解されるが、LLC持分が有価証券に該当しないことから「投資有価証券」には該当しないことになる。

またLLC持分に見合う損益の計算方式は、次の(2)で述べるとおり、日本の税法基準の損益計算方式に準じることとなる。

(2) 税務上の規制

LLCについて、現行我が国の税制下では、LLCに直接投資している企業が少ないこともあり、その取扱いについて明確な規定が存在しない。しかし米国の多くの州の州法においてLLCがパートナーシップと同様の課税方式が採用されている点や、パートナーシップが事業体財産の共有性や業務執行権等の観点から、課税取扱い上「任意組合」に類似する組織と解され、「匿名組合」や「権利能力なき社団」には該当しないと解釈されている⁶⁾。従って、LLCも「任意組合」に類似する組織として同じ課税方式が適用されるものと解釈できる。

そこでLLCが任意組合と同じ方式で課税される限り、LLC持分の損益は当該組合の計算期間終了日の属する組合員（構成員）の事業年度の益金または損金に算入することとなる（法人税基本通達14-1-1）。つまり組合財産が共有財産であるという観点から、LLCについても、利益は共有財産持分の増加、損失は共有財産持分の減少ととらえ、発生主義により構成員自身の損益に含めることが主旨である。その計算方式は、次のいずれかを継続的に適用することになる（法人税基本通達14-1-2）。

- ① 総額方式：組合の損益・資産・負債等の各項目に対する持分額を計上する方法
- ② 損益方式：組合の損益項目の各項目に対する持分額を計上する方法
- ③ 純額方式：組合の損益元りに対する持分額

6) 詳細については、須田徹著前掲書、233-235頁を参照されたい。

のみを計上する方法

その他、税務上の課税所得計算について留意しておくべき点としては、次のようなものがある。

a) 外貨換算（法人税法施行令139条の2～同7、法人税基本通達13の2-1-1～20）

b) 現地国で適用された会計・税務処理基準で日本の税法基準に修正すべき事項

- ◎ 資本的支出と費用の調整
- ◎ 資産評価方法の修正
- ◎ 減価償却費の修正
- ◎ 各種引当金・準備金の修正
- ◎ 交際費等の損金不算入項目
- ◎ 収益・費用の帰属・計上の時期・金額の調整等

なお構成員に対するLLCからの分配金は、任意組合の損益が上述のとおり発生主義により各構成員に帰属することから、LLC損益についても配当金とは性格が異なり、LLC構成員の共有財産の一部扱いと解される。

以上が、日本企業がLLCに投資した場合における日本側での課税関係であるが、ここで問題となるのは、日本企業がLLCに直接投資する場合である。この場合、日本企業は利益分配金の有無にかかわらず各事業年度のLLCの稼得利益の持分相当額につき、原則として米国で源泉所得税が課税され、加えて日本ではLLCの事業年度末日の属する事業年度において法人税等の課税がなされることになる。さらにLLCから利益分配金を受け取る場合には、日本の法人税法上の受取配当金の益金不算入や日米租税条約に基づく配当源泉所得税の外国税額控除は適用できないことになる。

このため日本企業にとっては、LLCへ直接投資する方法に代えて、米国国内にある（新設または既存）日本企業の子会社等を介してLLCへ間接投資する方法も考えられるが、この場合においても、米国の子会社等に留保されたLLCの稼得利益の分配額を単に日本へ配当するだけでは、今度はその子会社等からの配当に対しても

も源泉所得税が米国で課税され、さらにその源泉徴収手続は米国内国歳入庁（IRS）がライセンスを与えた銀行（カストディアムバンク）でしか行えないという規制がある（カストディアムバンクのライセンスを有していない銀行から配当送金する場合は、追加の銀行手数料の支払を伴うケースがあることに留意する）。また配当を受けた日本企業では法人税等が課税される。この場合の源泉所得税については外国税額控除の適用があるが、国外源泉所得の比率の低い会社にあっては外国税額控除額が僅少となり、結局日本の法人税等による税率以上の税負担を親会社で被ることになるので、注意が必要となる。

(3) 外国為替上の法規制

大蔵省告示第117号（S55.11.28）は、「居住者が海外で組合その他の団体を設立する場合は対外直接投資のカテゴリーに入らない」としている。ゆえに日本からLLCへ直接投資する場合は、原則として資本取引の届出等の規制を受けないと考えられる。

4. おわりに

LLCは、1990年代に入って急速に注目を浴び、米国内の各州で法制化されたが、まだ米国内でも実務が完全に定着していないのが現状である。加えて、日本企業が米国内で事業活動を行うに際してLLCを事業形態として採用している事例は、筆者の知る限りでは、商社等の一部の業種に見られるのみである。その多くは、日本企業が積極的にLLCという形態を選択しているというよりは、むしろ米国側パートナーが一段階課税のメリットを主張する結果として採用するケースが多いというのが現状のようである。

LLCが有限責任であるという点は良いが、パートナーシップと同様に構成員に対する一段階課税で完結するという点は、既述のように我が国の法人または個人が米国の法人または個人と合弁事業を行うといった場合、米国側の合弁パートナーには有益であっても、日本側が直接投資で資本参加する方法では、日本企業が米国との

LLCに投資した結果、稼得する利益（所得）に、LLCの事業年度終了後に米国での源泉所得税課税と日本での法人税等の課税（LLC事業年度末日の属する事業年度）が実施されるという問題点が存在する。またLLCからの利益分配金については日本で日米租税条約に基づく外国税額控除や受取配当金の益金不算入の規定は適用されないといった問題点もあって、日本企業にとってLLCへの直接投資は余りメリットがないというのが現状である。こうした問題点に対しては、米国のLLCに直接投資する代わりに米国子会社等を通じた間接投資を行うといった方法が考えられるわけであるが、同時に租税条約及び我が国の任意組合の課税制度、外国税額控除、受取配当金の益金不算入といった税法関連規定についても、今後の動向に注目してゆきたい。

現在のところ我が国においては、米国のLLCに相当するような事業組織形態は存在していない。しかし我が国でも、去る平成9年5月に政府が閣議決定した「経済構造の変革と創造のための行動計画」でベンチャー企業に対する資金供給源の多様化がうたわれ、これを受けてベンチャー企業への投資活性化の観点から、ベンチャーキャピタルの出資者のリスクを限定すべきだとする報告書が中小企業庁計画部長の私的研究会「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会」より提出され、これを受けて通産省がベンチャーキャピタルの出資者を保護する新しい法律案を国会提出する予定になっている⁷⁾。これは現行のベンチャーキャピタルが様々な投資家を集めて結成する投資事業組合が現行では民法上の組合となっているため、組合運営が破たんした場合、出資者たる組合員は無限責任を負う可能性があり、年金基金や海外投資家による出資を妨げる要因となっていた。新しい法律案（名称：投資事業組合法＜仮称＞）は、出資者保護的目的としてベンチャー投資を目的にした組合は

「有限責任投資事業組合」の名称で登記所に登記し、無限責任を免除するとともに、設立したベンチャーキャピタルの業況や基金の投資状況、決算書の開示を出資者が請求できる規定などが盛り込まれる方針である。この『投資事業組合法』の法律案の策定にあたっては、米国のLLCやリミテッド・パートナーシップの制度が大いに参考にされたとのことで、ベンチャービジネス育成の観点からも、今後の動向が注目されるところである。

＜主要参考文献＞

- * 須田徹著『米国のパートナーシップ事業形態と日米の課税問題－』中央経済社、1994年。
- * 国際経営法務研究会著『国際買収・合弁事業契約書マニュアル』清文社、1990年。
- * J. G. Giannola & S. L. Landsbaum稿「リミテッド・ライアビリティ・カンパニー」『国際商事法務』Vol.22 No.2、1994年。
- * M. M. Shenkman, S. Weiner & I. Taback [1996] , *Starting A Limited Liability Company*, John Wiley & Sons, Inc., 1996.
- * Price Waterhouse, *Doing Business in U.S.*, Price Waterhouse, 1995.
- * Robert R. Keatinge, *The Limited Liability Company, "A study of emergency entity"*, 1992.

7) 詳細については、1997年6月28日、8月1日、9月3日付の日本経済新聞（朝刊）及び1997年8月9日、8月29日付の日刊工業新聞の記事を参照されたい。